

# 自己点検・評価実施における外部評価推進細則

(規程 第 131 号)

(目的)

第 1 条 この細則は豊田工業大学（以下「本学」という）の内部質保証のための方針及び手続に関する規定の第 6 条第 2 項 8 号に定める「外部評価」の推進について定める。

(外部評価の定義)

第 2 条 本細則でいう外部評価とは、以下のものをいう。

- (1) 認証評価機関による外部評価
- (2) 学外有識者等による外部意見

(外部意見)

第 3 条 前条第 1 項第 2 号に定める学外有識者等による外部意見とは以下のものをいう。

- (1) 学術アドバイザーの意見
- (2) 学外実習受け入れ企業，社会人学生派遣企業，保護者などによる意見
- (3) 第三者機関による各種調査結果
- (4) その他

(外部評価に基づく改善及び報告)

第 4 条 本学は，外部評価を本学の教育・研究水準の向上のために活用して改善に取り組み，その結果を改善報告として取りまとめる。

- 2 認証評価機関による外部評価結果に対する本学の対応及び改善内容は 3 年以内に改善報告書としてまとめ，これを公表する。
- 3 学外有識者等による外部意見については，その内容を検討のうえ，本学の施策に反映する。

(細則の改廃)

第 5 条 本細則の改廃は，教授会の審議を経て学長がこれを決定する。

附 則

1 本細則は，令和 2 年 6 月 29 日に遡って施行する。

制 定 平成 27 年 8 月 31 日  
改 正 1 令和 2 年 11 月 30 日